

第1回小田原市市民活動推進委員会 会議録

- 1 日 時：平成27年7月27日（月） 午後2時30分～
- 2 場 所：小田原市役所 議会会議室
- 3 出席者：前田委員長、神馬副委員長、佐伯委員、益田委員、瀬戸委員、堀池委員、山田委員、芳川委員、石川委員、山崎委員
事務局：市川課長、府川副課長、村田係長、小澤主査、木村主事
- 4 欠席者：なし
- 5 資 料：
 - ・資料 1-1 小田原市市民活動推進条例
 - ・資料 1-2 小田原市市民活動推進条例施行規則
 - ・資料 1-3 小田原市自治基本条例パンフレット
 - ・資料 2 小田原市市民活動推進委員会傍聴要領
 - ・資料 3 小田原市市民活動推進委員会報告書概要
 - ・資料 4 ボランティア活動カード「まごころカード」について
 - ・資料 5 ボランティア活動補償制度について
 - ・資料 6 プロジェクター等貸出事業について
 - ・資料 7 指定NPO法人制度について
 - ・資料 8 おだわら市民活動サポートセンターについて
 - ・資料 9 おだわら市民交流センターについて
 - ・資料 10-1 小田原市市民活動応援補助金について
 - ・資料 10-2 平成27年度小田原市市民活動応援補助金交付事業一覧
 - ・資料 11-1 提案型協働事業について
 - ・資料 11-2 小田原市行政提案型協働事業一覧（平成23～25年度）
 - ・資料 11-3 小田原市市民提案型協働事業一覧（平成26・27年度）
 - ・資料 12 小田原市市民提案型協働事業スケジュール
 - ・資料 13 小田原市市民提案型協働事業（平成28年度実施分）
第一次審査実施要領
 - ・資料 14 小田原市市民提案型協働事業（平成28年度実施分）
第一次審査採点表
 - ・資料 15 第7期小田原市市民活動推進委員会スケジュール（案）

6 会議内容

- 委嘱状交付
- 市長あいさつ
- 委員紹介
- 委員長、副委員長選出
 - ※小田原市市民活動推進条例施行規則第5条に基づき、委員長及び副委員長各1名を委員の互選により選出
 - 委員長・・・前田 成東 委員
 - 副委員長・・・神馬 純江 委員
- 諮問 「市民活動の活性化に向けた資源の確保のあり方について」諮問があった。
- 議題1 「小田原市市民推進委員会に関する取り組みについて」
委員長：それでは議事に入る。議題1「小田原市市民推進委員会に関する取り組みについて」、事務局より説明をお願いします。
(事務局 資料に基づいて説明)

- 委員長：ただいまの説明で何か意見や質問はあるか。
- 委員：今まで第6期まで委員会が行われているとのことだが1期の委員の任期は1年か。また、平成何年から発足したのか。
- 委員長：1期の任期期間は2年間であり本委員会は今年で13年目となっている。
- 事務局：第1期の委員会は平成15年から発足した。
- 委員：市民活動団体と地域活動団体との違いは何か。
- 事務局：自治基本条例6ページをご参照頂きたい。地域活動とは「一定の区域内の市民の地縁によって行われるまちづくり」のことである。一方、市民活動とは「特定の分野に対する市民の関心や問題意識により自発的に行われるまちづくり」のことである。
- 委員長：地域活動と市民活動をいかにうまく連携させていくのかということが今後の課題である。それでは、資料4以降について事務局から願います。
- （事務局 資料に基づいて説明）
- 委員長：ただいまの説明で何か意見や質問はあるか。
- 委員：資料6のプロジェクトの貸し出し業務について、21件の利用件数は多いのか少ないのか。前年度と対比してどのように変化しているか。
- 事務局：具体的な数字の資料は用意していないが、毎年似たような件数である。
- 委員：市がプロジェクトの貸し出しを行っているということは市民にはあまり知られていないのではないか。
- 委員長：地域政策課のある小田市の市役所5階にて貸し出しを行っている。市は引き続き広報面に力を入れてほしい。
- 次に資料10-1以降について事務局から願います。
- （事務局 資料に基づいて説明）
- 委員長：ただいまの説明で何か意見や質問はあるか。
- 委員：指定NPO法人制度を行うことでの行政のメリットは何か。
- 事務局：行政にとって金銭的なメリットはないが、NPO法人の活動を側面から支えるという視点から、この制度があることで市民活動が活発化するという点は大きなメリットになると考える。また、個人にとってのメリットは市民税が控除されることや、税制優遇を受けられるというような点にあり、NPO法人にとってのメリットは寄付金が集めやすくなるといった点が挙げられる。
- 委員長：今後、指定NPO法人が増え市民活動が活発化すると、これらの活動の評価が小田原市政にとっても大きなメリットになると考える。私個人の意見では、県の指定を受けたところだけではなく、小田原市独自の取り組みとして、条例指定は活発に推進していくべきであると考えているが、同時に事務局の負担も増えるため、この件については今後の検討課題になるだろう。
- 資料にもあるとおり、市民活動応援補助金の審査においては、委員全員が審査員となるためご協力をお願いしたい。また、年度当初に補助金の振り込みを行うことができるように公開プレゼンテーションを3月に行う予定である。
- 委員：市民活動応援補助金の事業での予算は200万円に設定されているが、市民提案型協働事業と行政提案型協働事業の予算はいくらになるのか。
- 事務局：団体から提案をいただいてから、団体と市で調整して予算額の設定を行っているため、地域政策課では、提案型協働事業用の予算を設けてない。
- 委員：それでは、市民活動応援補助金の予算である200万円の中で、スタートアップコースとステップアップコースのそれぞれの予算の内訳は決まっていないのか。
- 事務局：決まっていない。また、スタートアップコースには20団体程に補助金を出すことが出来るといった考え方もあるが、予算の範囲内であればどの団体にも補助金を支給しているのではなく、本委員会の審査において一定の評価がない団体には補助を行っていない。

今年度は予算上限近くまで補助金を交付したが、年度によっては100万円の補助を行った年もあった。

委員長：また、団体の提案した予算をそのまま通すようなことも行ってはいない。厳正な審査の上で、本委員会で議論を行い、採択はするが予算は減額するというような事例もあった。全体を通して他に意見はあるか。不明な点があれば随時事務局にお尋ねいただきたい。

■ 議題2 「市民提案型協働事業について」

委員長：それでは、議題2「市民提案型協働事業について」事務局からお願いします。
(事務局 資料に基づいて説明)

委員長：ただいまの説明で何か意見や質問はあるか。

それでは、先ほど説明にもあったように、私から部会委員の指名をさせていただく。まずは、正副委員長である前田と神馬委員、次に、事業者の視点から芳川委員。次に様々な市民活動をご存知の山田委員。最後に行政の視点から山崎委員。以上の5名を部会委員として指名する。部会長については私を含めた5名の中から互選により決定するが意見がある方はいるか。

委員：部会長には厳正な判断とリーダーシップを兼ね備えた人物が適任である。前田委員長に部会長をお願いしたい。

委員長：それでは、私が部会長を務めさせていただくがそれで良いか。
⇒委員了承

委員長：それでは、私が部会長を務めさせていただく。部会委員の方々の中で、不明な点があれば随時事務局にお尋ねいただきたい。

■ 議題3 「小田原市市民活動推進委員会の今後の進め方について」

委員長：それでは、議題3「小田原市市民活動推進委員会の今後の進め方について」事務局からお願いします。
(事務局 資料に基づいて説明)

委員長：スケジュールについて不明な点はあるか。

委員：応援補助金の公開プレゼンの日程について伺いたい。

事務局：日程調整は、議題4のその他でさせていただく。

委員長：本委員会ではこのメンバーで2年間かけて議論を行い、最終的には一冊の報告書を作成し、市長に直接提出することになっている。そして、私から市長に概要を説明し、委員の皆様全員に一言ずつ意見をお願いするので、市長との軽い懇談の時間となる。2年間で報告書を作成するにあたって、調査・研究テーマを検討する議論の回数が限られている。例えば10月の委員会で、調査・研究テーマを議論したあと、次回の委員会までに事務局へ委員ごと、意見等を提出してもらい、その内容を事務局でまとめていただき次回検討するというのを過去行っている。今後、そのような可能性もあることをあらかじめご承知おきいただきたい。

■ 議題4 「その他」

委員長：それでは、議題4その他について事務局からお願いします。
(事務局 説明)

事務局：次回は10月26日(月)13時30分～実施させていただきたい。
⇒委員了承

委員長：それでは、10月の委員会はこの日程で決定する。時間は2時間半を予定している。

事務局：引き続き日程調整を行いたい。3月の委員会である市民活動応援補助金の公開プレゼンの日程は、一般用の団体に配布する手引きに記載するため、先に日程の調整を行いたい。

午前にプレゼンを行い、午後は審査会を行う予定である。

3月12日（土）終日

⇒委員了承

委員 長：それでは、3月の公開プレゼンは、3月12日（土）の終日に決定する。

事務 局：最後に会議録の公開についてお知らせする。本委員会は原則公開となっているが、会議録は市ホームページ及び行政情報センターにおいて公開される。公開前に委員へ確認の通知をお送りするのでご承知おきいただきたい。なお、今後、各委員への事務連絡は主に通知・メールで行うことになるので併せてご承知いただきたい。

委員 長：以上をもって第1回小田原市市民活動推進委員会を終了とする。